

「夢配達人プロジェクト」
神石高原町実行委員会へ
助成金!!

油木小学校5年生が「神楽のオロチをつくって、神楽を習い神楽の良さを伝えたい」という夢の実現に向け、油木神楽保存会など諸団体の協力を得て、活動を開始しています。今回この活動に対し、エネルギー文化スポーツ財団より助成金20万円の目録が贈られました。今後の活動が期待されます。



龍船から舞い上がる3千個の風船 帝釈峡湖水開き

4月29日、帝釈峡神龍湖畔のトレイルセンターしんりゅう湖で、第43回湖水開きが行われました。



安全祈願祭の後、東城地区の和太鼓集団「鬼神太鼓」、広島市で活躍している「田辺ゆみこバンド」や時安の「神代子供神楽」の上演でステージが盛り上がりました。毎年恒例の龍船運行が強風のため一時運行を見合わせるなど一部日程を変更しましたが、新緑の神龍湖に龍船から青空へ向け色とりどりの3千個の風船が放たれると、待ちわびた観客から大きな歓声が上がりました。



名車が一堂に!

2010車輪村



4月25日、豊松小学校グラウンドを主会場として「2010車輪村」が開催されました。会場には、昭和60年以前の旧車がずらりと展示され、訪れた人も興味深く鑑賞されていました。



日本人初のF1ドライバー・中嶋悟さんを迎えてのトークショーでは、ユニークなエピソードも交えながら、レーサーになったきっかけなどを話され、詰めかけた大勢のファンが熱心に聞き入っていました。また、バイクのトリアル&エクストリームショーでは、派手なパフォーマンスで大盛り上がり! 当日は快晴で、県内外から3,500人を超える来場者があり、静かな町に賑やかな音が響きました。

宝くじ助成事業で神楽の衣装を新調



神代子供神楽(代表平田昌弘/時安)が今年3月、宝くじのコミュニティ助成事業を活用して神楽の衣装を新調しました。5月1日に開催された「星の里いせき」オープニングイベントでは、早速そのきらびやかな衣装を身にまとった大國主命おおくにのみことが登場。観光大使の福本ヒデさん扮する鳩山総理とともにまかれた福の種に、来場者は大喜びでした。自治宝くじ助成事業は、コミュニティの健全な発展と宝くじ事業の普及宣伝を目的として、(財)自治総合センターから地域の団体へ助成が行われています。

町からのお知らせ

まちづくり推進課 ☎89-33322

自治振興連絡協議会の役員が決まりました

平成22・23年度神石高原町自治振興連絡協議会の役員が決まりました。

- 会長 大橋 崇信(仙養西)
- 副会長 秋山 軍次(牧)
- 委員 赤木 隆富(有木)
- 立原 忠義(井関大矢)
- 矢田貝光男(安田)
- 田島 義明(草木)
- 佐藤 孝行(上豊松)
- 佐伯 知省(高蓋)
- 花岡 祥司(城山)
- 松井 利治(小島)
- 監事

住民課 ☎89-33334

固定資産税・住民税の
全期前納報奨金について

平成22年度から固定資産税・住民税の全期前納報奨金に変更になります。

変更前 納期前に納付した税額×

100分の1×納期前の月数

変更後 納期前に納付した税額×

100分の0.5×納期前の月数

お問い合わせ先 住民課税務係

福祉課 ☎89-33355

特別障害者手当・障害児福祉手当について

特別障害者手当

【対象者】

20歳以上で、身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護を必要とする方です。

- ただし、次の場合には手当は支給されません。
 - (1) 身体障がい者療護施設等に入所しているとき
 - (2) 病院等に継続して3カ月以上入院または入所されたとき
- 【手当の額】
月額26,440円(手当額は、通常年1回4月に改定されます。)

障害児福祉手当

【対象者】

20歳未満で、身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活で特別な介護を必要とする方です。

ただし、次の場合には手当は支給されません。
(1) 障がいを支給事由とする公的年金を受給することができるとき。

特別巡回児童相談会のお知らせ

- と き 6月4日(金) 午前10時～午後3時
- と ころ 三和公民館
- 相談内容 しつけ、発達上の問題、不登校等
児童の育成に関するあらゆる相談

福祉課 ☎89-33355

特別障害者手当

【対象者】

(2) 肢体不自由児施設等に入所しているとき。
月額14,380円(手当額は、通常年1回4月に改定されます。)

*いずれの手当も所得が一定以上ある場合は、手当を受給することができません。

届出

手当の支給を受けている方は、認定の請求をした時と状況が変わった場合には届出する必要があります。

・住所、氏名などが変わったとき。
・受給資格がなくなったとき。など

*届出が遅れたり、届出を行わなかったりした場合に、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただく場合があります。

【手当の支払】

手当は認定を受けると、認定請求をした翌月分から2,5,8,11月の年4回に分けて支給されます。

詳しくは、福祉課又は支所町民課へお問い合わせください。

福山こども家庭センターの職員が個別に相談に応じます。相談を希望される方は、5月24日(月)までに福祉課へお申し込みください。